

組合管掌健康保険事業状況報告（月報）の記入要領

I 報告の趣旨・目的

健康保険組合は、健康保険法施行規則第 14 条に基づき、組合管掌健康保険事業状況報告（月報）（以下「月報」という。）を作成し、翌月 20 日までに管轄地方厚生局長等に報告しなければならない。この月報は、医療費あるいは保険料率算定の基礎となる標準報酬月額等の把握のために必須の基礎資料であり、健康保険組合に対する指導方針、予算の策定、制度の改善等を行う上で重要な資料となっている。

月報は、このように重要な目的を持った報告であるため、迅速かつ正確に作成して提出することが必要である。

II 一般的注意事項

第 1 月報の作成方法

月報の提出にあたっては、原則として「e-Gov」の電子申請システムを利用した報告とし、e-Gov による電子報告が困難な場合に限り、電子メールに月報データを添付して送付する方法により提出するものとする。

(1) データ入力後、入力内容のチェック等を行い、入力漏れや誤入力等がないか確認の上、あわせて前月分との対比チェックを必ず行うこと。

(2) 「e-Gov」の電子申請システム又は電子メールにより管轄地方厚生局等に月報データを提出すること。

(3) 月報提出後に誤りを発見した場合には、速やかに管轄地方厚生局等に訂正報告を行うこと。訂正報告は、訂正箇所以外のデータについても再度提出すること。

(4) 電子メールにより提出する場合は、提出先のメールアドレスに誤りがないよう十分に確認すること。また、電子メールに付する標題は以下のとおりとし、本文中には健康保険組合名及び担当者を明記すること。

①通常月報報告「月報報告（○年○月）XXXXX」

②月報の訂正報告「(訂正分)月報報告（○年○月）XXXXX」

※XXXXX は組合コード（5桁）

(5) 月報データを作成する端末及び電子メール送受信を行う端末については、定期的なウイルスチェック等を行い、コンピュータウイルスが混入することのないよ

う細心の注意を払うこと。

第2 新設、解散又は合併時における提出方法

- 1 新規設立した健康保険組合は、設立月の月報から提出すること。
- 2 解散した健康保険組合は、解散月の翌々月（解散した日が月の初日であるときは、解散月の翌月）までの月報を提出すること。

ただし、解散日以後に提出しなければならない月報については、解散した健康保険組合の業務等を承継したものが提出すること。

- 3 合併により消滅した健康保険組合は、消滅月の翌々月（消滅した日が月の初日であるときは、消滅月の翌月）までの月報を提出することとし、合併により存続する健康保険組合は、自組合の報告に含めないこと。

第3 その他

金額の記入は、標準報酬月額総計及び標準賞与額総計については千円単位とし、それ以外の金額については、すべて円単位とすること。

Ⅲ 記入要領

第1 共通項目

- 1 記入要領中の表記については、以下のとおりとする。
 - (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号） 法
 - (2) 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号） 令
 - (3) 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号） 規則
 - (4) 「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」第 32 条第 1 項における被保険者及び被扶養者 前期高齢者
 - (5) 法第 74 条第 1 項第 3 号に該当する被保険者 70～74 歳現役並み所得被保険者
 - (6) 法第 74 条第 1 項第 2 号に該当する被保険者 70～74 歳一般被保険者
 - (7) 法第 110 条第 2 項第 1 号ニに該当する被扶養者 70～74 歳現役並み所得被扶養者
 - (8) 法第 110 条第 2 項第 1 号ハに該当する被扶養者 70～74 歳一般被扶養者
 - (9) 法第 110 条第 2 項第 1 号ロに該当する被扶養者 未就学児被扶養者
 - (10) 法第 63 条第 3 項第 2 号に規定する病院若しくは診療所又は薬局 事業主医療機関

(11) 法第 63 条第 3 項第 3 号に規定する病院若しくは診療所又は薬局 組合直営医療機関

2 「組合コード」欄には、組合コード番号を、「記番号」欄には、当該組合の設立認可の際に決定されたものを記入し、「業態番号」欄には、別紙「業態分類表」に基づいて該当する業態の番号（事業所が二以上あって、それぞれの業態が異なる場合には、被保険者数の最も多い業態とする。）を記入すること。

また、「組合名」、「所在地」欄についてもそれぞれ正確に記入すること。

3 第一号紙、第二号用紙及び第三号用紙について、法附則第 3 条第 1 項に規定する特定健康保険組合においては、同項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者（以下「特例退職被保険者等」という。）分を除いた数値を記入し、第四号用紙及び第五号用紙は、特例退職被保険者等についてのみ記入すること。

4 第四号用紙及び第五号用紙は、特定健康保険組合についてのみ提出すること。

第 2 「第一号用紙」の記入について

1 「1 適用状況」について

(1) 「(1) 事業所数及び被保険者数等」について

① 「事業所数」欄については、当月末の適用事業所の数を記入すること。

② 加入者（被保険者・被扶養者）

ア 「加入者数」欄には、当月末の被保険者及び被扶養者別の人数を男・女及び計別（計別については、紙面による提出の場合のみ。以下同様。）にそれぞれ記入すること。

なお、被扶養者の男・女別は当該被扶養者の性別で区分すること。

イ 「前期高齢者数（再掲）」欄には、前記アのうち当月末の前期高齢者に該当する被保険者及び被扶養者別の人数を男・女及び計別にそれぞれ記入し、「70～74 歳加入者数」欄には、被保険者においては法第 74 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する人数を、被扶養者においては法第 110 条第 2 項第 1 号ハ及びニに該当する人数を男・女及び計別にそれぞれ記入すること。

(ア) 「現役並み所得者」欄には、当月末の 70～74 歳現役並み所得被保険者及び被扶養者別の人数を男・女及び計別に再掲すること。

(イ) 「一般」欄には、当月末の 70～74 歳一般被保険者及び被扶養者別の人数

を男・女及び計別に再掲すること。

ウ 「未就学児（再掲）」欄には、当月末の未就学児被扶養者の人数を男・女及び計別にそれぞれ記入すること。

エ 「異動状況（加入者数、脱退者数）」欄には、当月中に確認した被保険者及び被扶養者に係る加入者（資格取得者）の人数及び脱退者（資格喪失者）の人数を男・女及び計別にそれぞれ記入すること。

なお、当月分の被保険者及び被扶養者の人数は男・女及び計ともそれぞれ
(前月分被保険者数) + (当月分加入者数) - (当月分脱退者数)
(前月分被扶養者数) + (当月分加入者数) - (当月分脱退者数)

と一致しなければならないものであること。

オ 「標準負担額減額対象者数」欄には、規則第 105 条第 2 項の規定により交付された入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る限度額適用・標準負担額減額認定証のうち、当月末において有効となっている被保険者及び被扶養者別の人数を男・女及び計別にそれぞれ記入し、「長期該当者（再掲）」欄には、このうち規則第 105 条の規定による申請を行った月以前の 12 月以内の入院日数（規則第 58 条第 1 号又は第 2 号に定める者である期間に係るものに限る。）が 90 日を超える者の人数を記入すること。

カ 「標準報酬月額総計（千円）」欄には、法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額の総計を男・女及び計別にそれぞれ記入すること。

キ 「標準賞与額総計（千円）」欄には、法第 45 条第 1 項に規定する標準賞与額の総計を男・女及び計別にそれぞれ記入すること。

ク 「特定疾病該当者数」欄には、当月末において規則第 99 条第 4 項の規定により交付された特定疾病療養受療証のうち、当月末において有効となっている被保険者及び被扶養者の人数を記入すること。

③ 短時間労働者（再掲）

1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす被保険者及びその被扶養者について、前記②に準じて記入すること。

ア 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

イ 雇用期間が 1 年以上見込まれること。

ウ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること。

エ 学生でないこと。

オ 従業員 501 人以上の企業又は 500 人以下で労使合意している企業に勤務していること。

(注 1) イについて、令和 4 年 10 月 1 日以降は「雇用期間が 2 月を超えて見込まれること。」とする。

(注 2) オについて、令和 4 年 10 月 1 日以降は「従業員 101 人以上の企業又は 100 人以下で労使合意している企業に勤務していること。」とする。

(注 3) オについて、令和 6 年 10 月 1 日以降は「従業員 51 人以上の企業又は 50 人以下で労使合意している企業に勤務していること。」とする。

④ 任意継続分（再掲）

法第 3 条第 4 項に該当する任意継続被保険者及びその被扶養者について、前記②に準じて記入すること。

⑤ 育児休業保険料免除該当分（再掲）

ア 「加入者数」欄には、当月末において法第 159 条の規定による育児休業期間中の保険料免除対象者であると保険者に確認されている被保険者及び当該被保険者に係る被扶養者の人数を男・女及び計別にそれぞれ記入すること。

なお、被扶養者の男・女別は当該被扶養者の性別で区分すること。

イ 「標準報酬月額総計（千円）」欄には、前記アの被保険者に係る標準報酬月額の総計を男・女及び計別にそれぞれ記入すること。

ウ 「標準賞与額総計（千円）」欄には、前記アの被保険者に係る標準賞与額の総計を男・女及び計別にそれぞれ記入すること。

⑥ 産前産後休業保険料免除該当分（再掲）

法第 159 条の 3 の規定による産前産後休業期間中の保険料免除対象者について、前記⑤に準じて記入すること。

(2) 「(2) 標準報酬月額等級別被保険者数」について

法第 40 条第 1 項の規定における標準報酬月額の等級区分別に、当月末の被保険者の人数を男・女及び計別にそれぞれ記入すること。

なお、「標準報酬月額等級別被保険者数」欄の被保険者の人数をもとに算出した

標準報酬月額総計と、前記(1)の②中の「標準報酬月額総計(千円)」欄の金額とは一致しなければならないものであること。

第3 「第二号用紙」の記入について

1 「2 保険給付(現金給付分)決定状況」について

「(1)法定給付費」及び「(2)付加給付」欄には、保険事故の発生時期、請求の時期、支払の時期又は支払予算の所属年度に関係なく、その月中に支給決定したもの(更正決定、取消決定を含む。)について、被保険者・被扶養者別(一部の項目を除く。)に件数及び金額を記入すること。ただし、「入院時食事・生活療養費」欄、「傷病手当金」欄及び「出産手当金」欄については日数欄も記入すること。

(1) 「(1)法定給付費」について

- ① 「入院時食事・生活療養費」欄には、被保険者分は法第85条第1項の規定により支給する入院時食事療養費のうち規則第61条第1項による食事療養標準負担額に関する特例として支給する現金給付及び法第85条の2第1項の規定により支給する入院時生活療養費のうち規則第62条の4第1項による生活療養標準負担額に関する特例として支給する現金給付について、被扶養者分は法第110条第1項の規定により支給する家族療養費のうち、規則第90条において準用する規則第61条第1項による食事療養標準負担額に関する特例として支給する現金給付及び同条において準用する規則第62条の4第1項による生活療養標準負担額に関する特例として支給する現金給付について、それぞれ記入すること。

なお、「日数」欄には、食事療養及び生活療養に係る食事回数を記入すること。

- ② 「(第二家族)療養費」欄には、被保険者分は法第87条の規定により支給する療養費及び法第75条の2第1項による一部負担金の額の特例として支給する現金給付について、被扶養者分は法第110条第7項の規定により支給する家族療養費(いわゆる第二家族療養費)及び法第110条の2第1項による家族療養費の額の特例として支給する現金給付について、それぞれ記入すること。

また、「補装具(再掲)」、「はり・きゅう(再掲)」、「あんま・マッサージ(再掲)」、「柔道整復(再掲)」及び「海外療養費(再掲)」の各欄には、「(第二家族)療養費」のうち、治療用装具に係る療養費、はり・きゅうの施術に係る療

養費、あんま・マッサージの施術に係る療養費、柔道整復による施術に係る療養費及び法施行区域外における療養に係る療養費（いわゆる海外療養費）について、それぞれ記入すること。

③ 「(家族) 移送費」欄には、被保険者分は法第 97 条の規定により支給する移送費について、被扶養者分は法第 112 条の規定により支給する家族移送費について、それぞれ記入すること。

④ 高額療養費については、法第 115 条の規定により支給する高額療養費（令第 43 条の規定により支給した分を除く。）を、合算することにより支給された高額療養費（以下「世帯合算高額療養費」という。）及びそれ以外の高額療養費（以下「世帯合算によらない高額療養費」という。）に分けた上で、多数該当分・一般分別に記入し、世帯合算によらない高額療養費については、併せて入院・その他別に記入すること。ただし、「多数該当分」欄には、令第 42 条で規定される高額療養費算定基準額のうち、同条各項各号ただし書きにおける高額療養費多数回該当の場合の高額療養費算定基準額を適用して高額療養費を計算した場合、「一般分」欄には、それ以外の場合についてそれぞれ記入することとし、また、「入院」欄には、入院療養のみによる場合、「その他」欄には、それ以外の場合についてそれぞれ記入すること。

ア 「世帯合算高額療養費」欄には、世帯合算高額療養費について記入すること。

イ 「高額療養費」欄には、世帯合算によらない高額療養費について記入すること。

(ア) 「前期高齢者（再掲）」欄には、前期高齢者について記入すること。

(イ) 「70～74 歳現役並み所得」欄には、前記(ア)のうち 70～74 歳現役並み所得被保険者及び被扶養者について記入すること。

(ウ) 「70～74 歳一般（再掲）」欄には、前記(ア)のうち 70～74 歳一般被保険者及び被扶養者について記入すること。

(エ) 「未就学児（再掲）」欄には、未就学児被扶養者について記入すること。

⑤ 「傷病手当金」欄には、法第 99 条の規定により支給する傷病手当金について記入すること。

⑥ 「(家族) 埋葬料」欄には、被保険者分は法第 100 条の規定により支給する埋

葬料について、被扶養者分は法第 113 条の規定により支給する家族埋葬料について、それぞれ記入すること。

- ⑦ 「(家族) 出産育児一時金」欄には、被保険者分は法第 101 条の規定により支給する出産育児一時金について、被扶養者分は法第 114 条の規定により支給する家族出産育児一時金について、それぞれ記入すること。

また、双生児、三生児等がある場合には、件数は一出産児につき 1 件として記入すること。

- ⑧ 「出産手当金」欄には、法第 102 条の規定により支給する出産手当金について記入すること。ただし、法第 103 条第 2 項の規定により出産手当金の内払とみなされた分も含めること。

- ⑨ 「外来年間合算」欄には、令第 41 条の 2 の規定により支給する合算された高額療養費について記入すること。

- ⑩ 「高額介護合算療養費」欄には、法第 115 条の 2 第 1 項の規定により支給する高額介護合算療養費について記入すること。

- (2) 「(2)付加給付」について

「健康保険組合事業運営基準」及び「健康保険組合事業運営指針」に基づいて支給する一部負担還元金及び付加給付について、給付の種類（一部負担還元金・家族療養費付加金、傷病手当金付加金、延長傷病手当金付加金、(家族)埋葬料付加金、(家族)出産育児一時金付加金、出産手当金付加金、(家族)訪問看護療養費付加金、合算高額療養費付加金)ごとにそれぞれ記入すること。

第 4 「第三号用紙」の記入について

1 「3療養の給付等」について

前々月の診療分又は調剤分として請求されたもの（請求遅延分を含み、前々月分の診療又は調剤でも翌月以降に請求されたものを除く。）で支払の確定したもの（過誤調整分を含む。）について、70 歳未満被保険者、70 歳未満（未就学児被扶養者を除く）被扶養者、未就学児被扶養者、70～74 歳現役並み所得被保険者及び被扶養者、70～74 歳一般被保険者及び被扶養者、前期高齢者（再掲）別にそれぞれ記入すること。

例えば、4 月分の月報には 2 月診療分又は調剤分を記入すること。

(1) 診療費（入院、入院外、歯科）について

① 法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関の行った診療分で、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）又は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）から請求されたもの及び事業主医療機関及び組合直営医療機関の行った診療分について記入すること。

② 件数、日数、医療費及び給付費については、次の要領によって記入すること。

ア 「件数」欄には、診療報酬明細書の枚数又は事業主医療機関及び組合直営医療機関においては診療報酬明細書の枚数に準じた件数を記入すること。

イ 「日数」欄には、診療実日数を記入すること。

ウ 「医療費」欄には、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）により算出した療養の給付に要した費用を記入すること。

ただし、事業主医療機関の診療分のうち、法第 76 条第 3 項の別段に定めをした場合には、当該算定方法により算出した療養の給付に要した費用とすること。

エ 「給付費」欄については、次の金額を合算した額を記入すること。

(ア) 基金又は国保連合会から請求された診療報酬の支払確定額。

なお、基金又は国保連合会の事務費は含めないこと。

(イ) 事業主医療機関の診療分については、事業主医療機関から請求された額。

(ウ) 組合直営医療機関の診療分については、被保険者については、療養の給付に要した費用から一部負担金がある場合にはその額を控除した額とし、被扶養者については、療養の給付に要した費用から自己負担額を控除した額。

(2) 調剤分（薬剤支給）について

① 「件数」欄には、調剤報酬明細書の枚数を記入すること。

② 「日数」欄には、処方箋枚数を記入すること。

③ 「医療費」欄には、診療報酬の算定方法によって算出した点数を小数点以下を四捨五入のうえ、その点数に 10 円を乗じた額を記入すること。

④ 「給付費」欄には、調剤報酬の支払確定額を記入すること。

なお、基金又は国保連合会の事務費は含めないこと。

(3) 「入院時食事・生活療養費（現金給付分除く）」欄には、法第 85 条第 1 項の規

定により支給する入院時食事療養費及び法第 85 条の 2 第 1 項の規定により支給する入院時生活療養費並びに法第 110 条第 1 項の規定により支給する家族療養費のうち食事療養及び生活療養に係る給付について、前記第 3 の 1 の(1)の①により現金で支給される分を除いた分を記入すること。

- ① 「件数」欄には、食事療養に係る請求のある診療報酬明細書の枚数又は事業主医療機関及び組合直営医療機関においては、診療報酬明細書の枚数に準じた件数を記入すること。

なお、これらの件数は「合計」欄の件数には含めないこと。

- ② 「日数」欄には、食事療養又は生活療養に係る食事回数を記入すること。
③ 「医療費」欄には、食事療養に係る支払確定額及び食事療養標準負担額と生活療養に係る支払確定額及び生活療養標準負担額を合算した額を記入すること。

- ④ 「給付費」欄には、食事療養及び生活療養に係る支払確定額を記入すること。

- (4) 「(家族)訪問看護療養費」欄には、法第 88 条の規定により支給する訪問看護療養費及び法第 111 条の規定により支給する家族訪問看護療養費について記入すること。

- ① 「件数」欄には、訪問看護療養費明細書の枚数を記入すること。
② 「日数」欄には、訪問実日数を記入すること。
③ 「医療費」欄には、基金又は国保連合会から請求された訪問看護に係る支払確定額及び患者が負担する基本利用料を合わせた額を記入すること。
④ 「給付費」欄には、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に係る支払確定額を記入すること。

なお、基金又は国保連合会の事務費は含めないこと。

- (5) 「高額療養費（現物給付分再掲）」欄について

- ① 令第 43 条の規定により現物給付として支給された高額療養費について、審査支払機関分（基金、国保連合会）と審査支払機関以外分に分け、さらに入院・その他の別に記入すること。ただし、「入院」欄には、入院療養のみによる場合、「その他」欄にはそれ以外の場合についてそれぞれ記入すること。

- ② 「特定疾病（再掲）」欄には、前記①のうち規則第 99 条第 4 項の規定により交付された特定疾病療養受療証のうち、当月末において有効となっている被保

険者及び被扶養者の認定疾病に係る現物給付の高額療養費について記入すること。

2 「診療費の内訳」欄について

前記1の(1)について、基金又は国保連合会から請求されたものを「審査支払機関取扱分」、事業主医療機関の診療分を「事業主医療機関取扱分」、組合直営医療機関の診療分を「組合直営医療機関取扱分」として、「入院」、「入院外」、「歯科」ごとに記入すること。

また、「件数」、「日数」、「医療費」、「給付費」について、「被保険者被扶養者計」及び「65歳未満（再掲）」ごとに記入すること。

第5 「第四号用紙」の記入について

1 「4適用状況」について

特例退職被保険者等に係る適用状況について、前記第2に準じて特例退職被保険者・被扶養者別に記入すること。

2 「5保険給付（現金給付分）決定状況」について

特例退職被保険者等に係る保険給付について、前記第3に準じて特例退職被保険者・被扶養者別（一部の項目を除く。）に記入すること。

第6 「第五号用紙」について

1 「6療養の給付等」について

特例退職被保険者及び被扶養者に係る療養の給付等について、前記第4に準じて記入すること。

別紙「業態分類表」

業態 番号	業 態	業態 番号	業 態
01	農林水産業	16	金融業、保険業
02	鉱業、採石業、砂利採取業	17	不動産業、物品賃貸業
03	建設業	18	運輸業
04	食料品・たばこ製造業	19	情報通信業
05	繊維製品製造業	20	電気・ガス・熱供給・水道業
06	木製品・家具等製造業	21	宿泊業、飲食サービス業
07	紙製品製造業	22	医療、福祉
08	印刷・同関連業	23	教育・学習支援業
09	化学工業・同類似業	24	複合サービス業
10	金属工業	25	生活関連サービス業、娯楽業
11	機械器具製造業	26	労働者派遣業
12	その他の製造業	27	学術研究、専門・技術サービス業
13	卸売業	28	その他のサービス業
14	飲食料品小売業	29	公務
15	飲食料品以外の小売業		

参考「業態分類表と日本標準産業分類との対比表」

番号	業態分類	日本標準産業分類(中分類)	番号	業態分類	日本標準産業分類(中分類)				
01	農林水産業	農業	17	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業				
		林業			不動産賃貸業・管理業				
		漁業			物品賃貸業				
		水産養殖業							
02	鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	18	運輸業	鉄道業				
					道路旅客運送業				
03	建設業	総合工事業			道路貨物運送業				
		職別工事業			水運業				
		設備工事業			航空運輸業				
04	食料品・たばこ製造業	食料品製造業			倉庫業				
		飲料品・たばこ・飼料製造業			運輸に附帯するサービス業				
05	繊維製品製造業	繊維工業				郵便業			
06	木製品・家具等製造業	木材・木製品製造業			19	情報通信業	通信業		
		家具・装備品製造業					放送業		
07	紙製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	情報サービス業						
08	印刷・同関連業	印刷・同関連業	インターネット附随サービス業						
09	化学工業・同類似業	化学工業	20	電気・ガス・熱供給・水道業			映像・音声・文字情報制作業		
		石油製品・石炭製品製造業					電気業		
		プラスチック製品製造業			ガス業				
		ゴム製品製造業			熱供給業				
10	金属工業	鉄鋼業		水道業					
		非鉄金属製造業	21	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業				
		金属製品製造業			飲食店				
	持ち帰り・配達飲食サービス業								
11	機械器具製造業	はん用機械器具製造業	22	医療、福祉	医療業				
		生産用機械器具製造業			保健衛生				
		業務用機械器具製造業			社会保険・社会福祉・介護事業				
		電子部品・デバイス・電子回路製造業	23	教育、学習支援業	学校教育				
		電気機械器具製造業			その他の教育、学習支援業				
		情報通信機械器具製造業							
12	その他の製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	24	複合サービス業	郵便局				
		その他の製造業			協同組合				
13	卸売業	各種商品卸売業	25	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業				
		繊維・衣服等卸売業			その他の生活関連サービス業				
		飲食料品卸売業			娯楽業				
		建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			26	労働者派遣業	職業紹介・労働者派遣業		
		機械器具卸売業					27	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
		その他の卸売業							専門サービス業
	広告業								
14	飲食料品小売業	飲食料品小売業	28	その他のサービス業	技術サービス業				
					廃棄物処理業				
15	飲食料品以外の小売業	各種商品小売業			自動車整備業				
		織物・衣服・身の回り品小売業			機械等修理業				
		機械器具小売業			その他の事業サービス業				
		その他の小売業			政治・経済・文化団体				
		無店舗小売業			宗教				
16	金融業、保険業	銀行業			その他のサービス業				
		協同組織金融業			外国公務				
		貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関			29	公務	国家公務		
		金融商品取引業、商品先物取引業	地方公務						
		補助的金融業等							
	保険業								

※「日本標準産業分類」の詳細については、総務省統計局のホームページ(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)をご覧ください。